

京都市教育委員会告示第10号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定名勝に指定したので、同条例第6条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成27年3月31日

京都市教育委員会

別表第1 京都市指定有形文化財

美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	神光院	京都市北区西賀茂神光院町120番地
古文書	実相院文書	3 卷, 4 冊, 1 8 1 通	実相院	京都市左京区岩倉上蔵町121番地
考古資料	三条せと物や町界限出土の「桃山茶陶」（下白山町出土品）	2 7 9 点	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
歴史資料	朝鮮通信使関連資料 附 絹本著色別宗祖縁頂相 1 幅 「正徳初元龍舎辛卯仲秋日」等の自賛がある 槎客通筒集 1 冊 下張文書 1 3 点	1 4 9 点	慈照院	京都市上京区今出川烏丸上る相国寺門前町703番地

別表第2 京都市指定名勝

名称	所在地	地域
怡園	京都市左京区南禅寺下河原町	34番地の1のうち2, 626.44平方メートル

備考 指定地域に関する図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)